

諮問第 2 号

下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について

下水道使用料の徴収に関する処分について、次のとおり審査請求があったので、地方自治法第229条第2項の規定により諮問する。

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 審査請求人

\* \* \* \*

2 審査請求の年月日

平成30年8月29日

3 審査請求の趣旨

上下水道事業管理者による次の納入の通知に係る下水道使用料の徴収に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

納入通知書発行日 平成30年6月1日

金 額 40,022円

納入事由 平成25年6月分から平成30年1月分までの下水道使用料

4 審査請求の理由

審査請求人の住居の屋外にある給水栓は、設置時に、散水に使用するものと川崎市が認めたものであるため、本件処分は違法かつ不当である。

## 参考資料

### 事 件 の 概 要

- 1 平成6年6月7日、本市は、審査請求人の住居の排水設備について、同月2日に提出された排水設備工事完成届兼使用開始届に基づき、工事完成検査を実施した。
- 2 平成29年8月31日、本市が、審査請求人の住居の屋外にある給水栓について、公共下水道への接続の有無を調査したところ、当該給水栓に付設する排水口を通じて公共下水道に接続されており、下水道使用料が未徴収であることが判明した。
- 3 平成30年6月1日、本市は、審査請求人に対し、平成25年6月分から平成30年1月分までの下水道使用料40,022円の納入の通知に係る徴収に関する処分を行った。
- 4 本事件は、審査請求人の住居の屋外にある給水栓について、設置時に、散水に使用するものと川崎市が認めたものであることを理由として、当該処分取消しを求めるため、審査請求がなされたものである。